

テロ資金対策関連法案について (条約・安保理決議への対応)

	項 目		法 整 備
テロ資金供与防 止条約	テロ資金提供・収集行為の 犯罪化 (第 2条)		テロ資金の提供・収集を犯罪化する新法 (注 1)
	テロ資金の没収及び没収 のための凍結 (第 8条)	⇒	提供された資金等を、組織的犯罪処罰法の犯罪収 益とする (上記新法の附則で手当)
	テロ資金に関する金融機 関等の疑わしい取引の報 告義務 (第 18条)		
	金融機関等の顧客の身元 確認義務 (第 18条)		本人確認等に関する新法 (注 2) (支払等・資本取引に係る外為法改正 (下記 *))
	金融機関等の取引記録の 保存義務 (第 18条)	⇒	
国連安保理 決議第1373号	テロ資金提供・収集行為の 犯罪化	⇒	テロ資金の提供・収集を犯罪化する新法 (注 1)
	テロリストの資産凍結等	⇒	資産凍結等の有効な実施のための外為法改正 ・主務大臣と関係省庁との情報共有 ・支払等・資本取引に係る本人確認 (*)

(注 1) 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案

(注 2) 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案